

神戸学院法学

第 31 卷 第 4 号

論 説

利得概念の構成について

第三当事者論(二) 中間的考察

……………衣斐成司(1)

消費者法の体系的独立性

……………大久保邦彦(21)

ドイツ連邦行政手続法等における行政行為の撤回

……………乙部哲郎(一)

カナダにみる離婚と年金

——とくに西部諸州について——……………村井衡平(四)

過当取引の民事責任(三・完)……………今川嘉文(57)

会 報

2002年2月

神戸学院大学法学会